

**札幌市業務継続計画
(新興感染症編)**

令和 8 年（2026年） 2 月

札幌市

目次

第1章 総論	1
1 はじめに	1
2 業務継続計画について	1
(1) 業務継続計画の目的	1
(2) 新興感染症による被害と地震被害との違い	1
(3) 対象とする感染症	2
(4) 適用範囲	2
(5) 業務継続計画の主な内容	2
(6) 他計画との関係	3
3 被害状況の想定	3
第2章 業務継続の基本的な考え方	5
1 業務継続の基本方針	5
(1) 新興感染症における札幌市の役割	5
(2) 業務継続の基本方針	5
2 業務の区分	6
(1) 業務の区分	6
(2) 業務区分の判断	6
第3章 業務継続計画の発動・管理等	9
1 発動	9
(1) 発動体制	9
(2) 発動に向けた情報収集	9
(3) 発動基準	9
(4) 発動の解除	9
(5) 各局（区・室）の体制	9
2 業務の継続	10
(1) 人員計画等	10
(2) 感染防止策等	10
3 管理等	10
(1) 点検・見直し	10
(2) 研修・訓練の実施	11

第1章 総論

1 はじめに

札幌市では、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を踏まえ、今後の新興感染症の流行に備え、感染症版の業務継続計画である「札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】」を平成24年（2012年）に策定した。

その後、令和2年（2020年）から世界的な大流行（パンデミック）となった新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応を踏まえ、「札幌市業務継続計画（新興感染症編）」（以下「業務継続計画」という。）として改定することとした。

2 業務継続計画について

(1) 業務継続計画の目的

一般的に「業務継続計画」とは、地震などの自然災害や新興感染症の発生等により、利用可能な諸資源（人的、物的、情報、ライフライン等）に制約がある状況下においても、業務を継続できるよう、優先的に取り組むべき業務や最低限継続すべき業務を事前に定め、適切に業務を執行するための計画である。

新型インフルエンザや新型コロナのような新興感染症が発生した場合、札幌市は、市民に最も身近な基礎自治体として、市民の生命・健康を守るため、流行拡大防止策など様々な対策を迅速かつ確実に講じていくとともに、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを継続して提供していかなければならない。

しかしながら、流行期には、市職員やその家族のり患、社会経済機能の不全などにより、出勤できる職員が減少し、平時における人員体制による業務遂行は困難となることが想定される。

そこで、新興感染症が発生した場合に最優先に取り組むべき業務を事前に定め、それらの業務を中心とした札幌市の業務を滞りなく遂行するための対策を予め講じておくことが必要である。

業務継続計画では、新興感染症による感染症危機発生時においても、札幌市が求められる機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、発生時の状況を想定し、適切な対策を講ずる上での基本的事項を策定する。

(2) 新興感染症による被害と地震被害との違い

新興感染症と地震とでは、被害状況、影響及び期間等が大きく異なる。

地震の被害は、建物、設備及び人的被害など全般にわたることに対し、新興感染症の被害は、人から人への感染による人的被害である。また、不要不急の外出の自粛を求められるなど人から人への感染を予防するための方策がとられることで市民生活や社会経済活動に大きな影響を与える。

地震では、速やかに業務を復旧させることが中心であるのに対し、新興感染症では、中長期にわたり、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

新興感染症による被害と地震被害の比較は、表1のとおりである。

表1 業務継続における地震被害と新興感染症による被害の相違

項目	地震	新興感染症
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・設備等の社会インフラ等のハード面での被害が大きい ● 人的被害は大きくなる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害は局所的で、一定地域に限定される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害は全世界的であり、国内全域に及ぶ
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の事例等から一定程度の想定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期化すると考えられるが、影響予測が困難
災害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に兆候なく突発的 ● 余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ● 被害規模は感染対策により左右される
業務継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める

(3) 対象とする感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条で規定する以下の感染症とする。

- ア 新型インフルエンザ等感染症
- イ 指定感染症
- ウ 新感染症

(4) 適用範囲

業務継続計画は、札幌市の各部局における業務を対象とする。

なお、札幌市の業務に影響が生じないよう、市の業務を受託している事業者（本市出資団体、指定管理者等）等の関係機関においても業務継続計画を策定するよう支援等することが望ましい。

(5) 業務継続計画の主な内容

業務継続計画では、新興感染症発生時の業務継続の基本的な方針に加え、各局（区・室）において各課の業務を整理した表（以下「業務整理表」という。）を作成する。

業務整理表は、新興感染症の発生から流行のピーク期に出勤できる職員が最大40%減少となった状況を想定し、各職場における業務の優先順位と人員計画についてあらかじめ定めておくものとする。

(6) 他計画との関係

札幌市においては、業務継続計画に関連する計画として、札幌市の感染症対策の基本指針である「札幌市感染症予防計画」、新興感染症発生時に札幌市全庁が実施すべき対策の大綱を定める「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」

(以下「行動計画」という。)、新興感染症発生時の保健所及び衛生研究所の体制強化の手引きとなる「札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画」(感染症編)(以下「健康危機対処計画」という。)等を策定している。

各計画の概要は表2のとおりである。

表2 各計画の概要

	札幌市感染症予防計画	札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画	札幌市業務継続計画(新興感染症編)	札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画(感染症編)
対象とする感染症	感染症全般	新興感染症	新興感染症	新興感染症
主な内容	札幌市の感染症対策の基本指針	感染症危機発生時の札幌市が実施すべき対策	感染症危機発生時の全局区の業務継続指針	感染症危機発生時の保健所・衛生研究所の体制強化の手引き
根拠法令	感染症法	新型インフルエンザ等対策特別措置法	-	地域保健法に基づく指針

3 被害状況の想定

国が作成した「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)においては、以下のとおり被害状況の想定を示している。

- 新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。
- 業務継続計画を策定する際には、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが考えられる。

<新興感染症による被害想定>

業務継続計画ではガイドラインを踏まえ、職員本人のり患やり患した家族の看病、感染者と濃厚接触した職員の外出自粛等により、最大で職員の40%程度が出勤できない場合を想定するものとする。

第2章 業務継続の基本的な考え方

1 業務継続の基本方針

(1) 新興感染症における札幌市の役割

平時の感染症対策は、保健所が中心となり取り組んでいる。

しかし、新興感染症対策では、健康被害を最小限にとどめるための医療対応だけでなく、流行拡大の防止対策を積極的に講じていくことが重要であり、社会活動における人から人への感染の機会を少なくする必要がある。

そのため、市民への広報活動に加えて、イベントや集会の中止、企業活動等の自粛、外出の自粛を求めること等、社会経済活動に対する対策の実施も重要である。

従って、新興感染症対策における札幌市の基本的な役割は、単なる感染症対策ではなく、他の行政機関、医療機関・学校・民間事業者・市民等と連携・協働し、札幌市全体で取り組む体制を整備することである。

(2) 業務継続の基本方針

上記(1)の札幌市の役割を踏まえ、業務継続の基本方針は以下のとおりとする。

- ア 新興感染症対応のために新たに発生する業務を優先的に実施する。
- イ 市民生活の維持のために最低限必要な業務（以下「継続業務」という。）については、感染防止策を講じつつ継続する。
- ウ 継続業務以外の業務を一時的に縮小又は休止・中断し、特に、流行の拡大につながるおそれのある業務については、積極的に休止・中断する。
- エ 業務継続計画に定めた事項については、新興感染症の流行状況や重症化度に応じて弾力的に運用する。

2 業務の区分

(1) 業務の区分

業務を以下の4つの業務に区分する。

業務の区分		内容
新たに発生する業務		新興感染症発生時・流行時において、優先的に実施すべき業務。行動計画において取り組むこととされている業務等であって、新興感染症発生・流行時に新たに発生し、又は業務量が増加する業務として、通常業務とは区別して位置づける。
通常業務	継続業務	縮小や休止・中断をすると、市民生活や札幌市としての基本的機能に重大な影響を与えるため、継続しなければならない業務。 (該当業務の例) ① 市民の生命を守るための業務 ② 病院、入所施設の管理・運営 ③ 道路・上下水道、清掃等のライフライン維持管理 ④ 消防・災害対策に関する業務 ⑤ 市の継続業務を実施するための環境を維持する業務 ⑥ 職員の健康管理、生活維持に係る業務 ⑦ 市民生活に必要なサービス等提供業務 ⑧ 医療・保健（新興感染症に係るものを除く。） ⑨ 休止すると重大な法令違反となる業務
	縮小業務	業務の実施方法について工夫し、縮小が可能な業務。新たに発生する業務、継続業務、休止・中断業務以外の業務は、全て縮小業務に区分する。
	休止・中断業務	休止・中断しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務。実施することにより流行拡大につながる業務。不急の業務。 (該当業務の例) 不特定多数の市民が集まる場や機会を提供する業務

(2) 業務区分の判断

業務区分の判断にあたっては、下記の観点から行うこととする。

ア 休止・中断による社会的影響

- (ア) 市民の生命・安全の確保のうえで支障があるか。
- (イ) 市民に著しい不利益・不公平が発生するか。
- (ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

イ 他の業務への影響

休止・中断により、札幌市の行政機能や新興感染症対策に係る業務に支障があるか。

ウ 法令上の処理期限等

法令上の処理期限や業務の実施期限等の制約があるか。

エ 通常の業務実施体制継続の必要性

業務の性格上、通常期と同様の体制を維持する必要があるか。

(ア) 新興感染症発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間体制等）が必要な業務か。

(イ) 業務の実施方法の変更が可能な業務か。

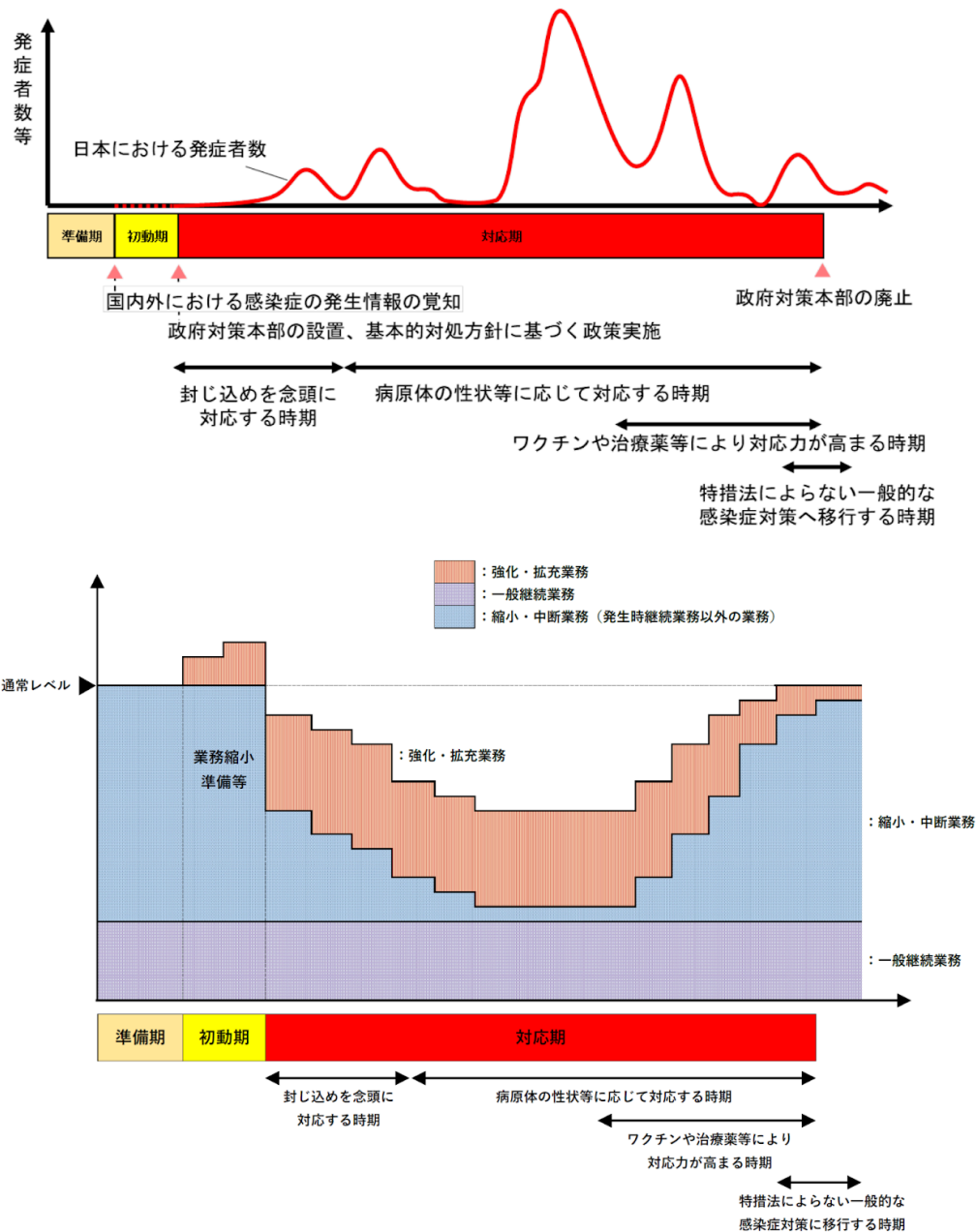
オ 休止・中断後の対応の可否

業務を休止・中断しても、その後の対応が可能か。

カ 流行拡大防止の観点

流行拡大防止の観点から、積極的に休止・中断すべきと判断できるか。

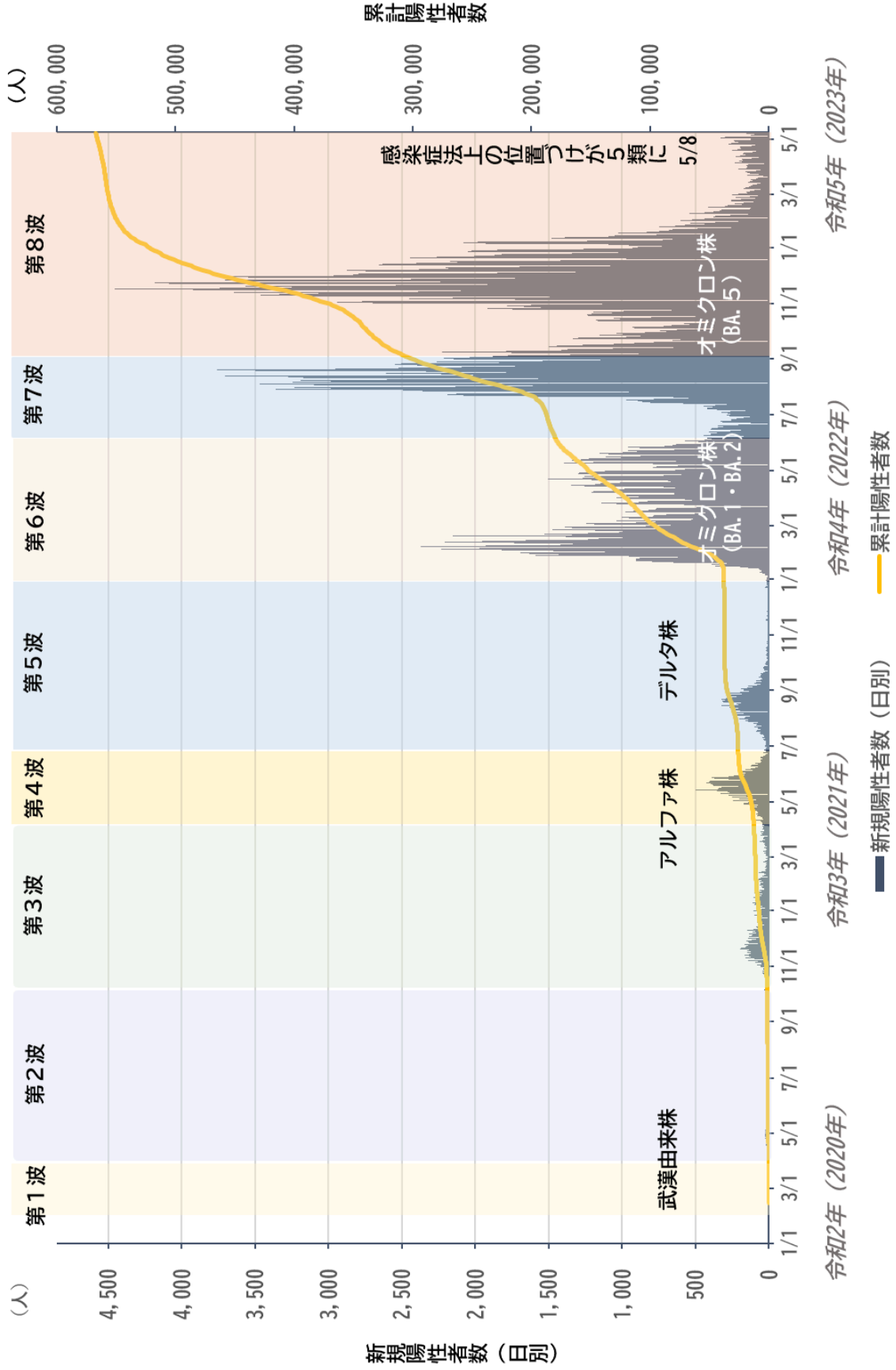
〈参考：新興感染症の発生から流行時における業務量推移についての国の考え方〉



新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(令和6年9月27日)

(内閣官房内閣感染症危機管理統括庁)

〈参考：札幌市における新型コロナ陽性者の推移〉



第3章 業務継続計画の発動・管理等

1 発動

(1) 発動体制

新興感染症が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき政府対策本部が設置された場合には、行動計画に基づき市長を本部長として、関係局長を本部員とする札幌市感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

対策本部において、下記(3)の発動基準に基づき、本部長指示により、業務継続計画を発動することとし、一部業務を縮小、又は休止・中断し、必要な業務を遂行するとともに、全庁的な感染症対応の体制に移行する。

なお、保健所は、健康危機対処計画に基づき、保健所の有事体制へ移行するために、全庁的な業務継続計画発動より前に、医務・保健衛生担当局長の判断に基づき業務継続計画を発動することとする。

(2) 発動に向けた情報収集

新興感染症が海外で発生した段階で、発生状況等の情報収集に努め、職場等での感染防止策や、優先的に継続する業務及び縮小、休止・中断する業務について再確認する等、今後国内で発生、流行することを想定した対策に着手する。

(3) 発動基準

業務継続計画の発動にあたっては、以下のとおり状況に応じて決定する。

ア 国内で新興感染症が確認され、さらに北海道内及び市内における流行状況等を踏まえ、全庁的な対応に移行するため、業務継続計画の発動が必要であると判断された場合。

イ 市内の流行状況や出勤できる職員の減少等により、通常体制では業務を継続することに支障をきたすと判断された場合。

ウ その他本部長が必要と認めた場合。

(4) 発動の解除

政府対策本部が廃止され、措置法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、又は市内の流行状況や新たに発生する業務の対応状況及び職員の出勤状況等が平時と変わらない状況になった場合に、本部長の判断により計画の発動を解除する。

(5) 各局（区・室）の体制

ア 各局（区・室）は、本部長から業務継続計画の発動の指示等があった場合には、速やかに業務継続計画を実行する。その際、あらかじめ定めておいた人員体制等を実際の状況に合わせて調整する。

イ 各局（区・室）における業務継続計画の実施責任者は局長職とする。

ウ 各局（区・室）は、流行状況に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。また、出勤できる職員の減少により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、各局（区・室）における業務継続の実施責任者は、実際の状況に応じて対応の変更又は計画の修正など、弾力的な運用を行う。

2 業務の継続

(1) 人員計画等

各局区の各部署において、流行時には最大40%程度の職員が出勤できないことを想定したうえで、必要な通常業務の継続及び新たに発生する業務に必要な人数を想定し、流行時の人員確保等の体制を構築する。

また、新興感染症の発生時に、業務上の意思決定者である幹部・管理職のり患等により業務継続が不能となることがないように、代決権の確保や指揮命令系統の明確化を図る。

(2) 感染防止策等

流行拡大防止を図り、業務を継続できるよう以下の対策等を講じる。

ア 新興感染症を発症した疑いのある職員に対し、休暇等の取得及び外出自粛を勧奨する。

イ 患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、在宅勤務や特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を求める。

ウ 窓口等市民と直接接する業務においては、職場・窓口等から市民等への感染を防ぎ、流行を拡大させないため、換気やマスクの着用、消毒剤の設置など感染防止策を講ずる。

エ 可能な限り市民や事業者等の関係者が来庁する機会を減らし、対面にならない方法（オンライン申請、電子メール、電話等）で対応する。

オ 来庁者等に対しても、マスクの着用や手指消毒等の感染防止策の順守を要請する。

カ 在宅勤務、時差出勤、オンライン会議などにより、人との接触を低減する取組を進める。

3 管理等

(1) 点検・見直し

業務継続計画が実効性の高い計画となるよう、業務継続計画の確認・見直しを定期的に実施する。

(2) 研修・訓練の実施

感染症危機発生時の対応能力向上を図るため、業務継続計画を含む感染症関連の計画を踏まえ、平時から、保健所が中心となり、感染症関連の研修や訓練を行う。